

犬を飼っているみなさまへ

申込 問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

生後91日以上の子犬は、市町村への登録が義務付けられています。新しく犬を飼い始めたときや、飼い主や犬の住所・所在地が変わった、死亡したなど、登録情報に変更があったときは、窓口での手続きが必要です。

●犬を新しく飼うとき

【犬の登録申請書】を提出してください

犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に、役場窓口で登録手続きを行ってください。
犬の身分証となる「鑑札」を交付します。

●飼い犬が死んでしまったとき

【犬の死亡届】を提出してください

犬が死亡してから30日以内に届け出ることとなっています。原則窓口での手続きとなりますが、やむをえず来庁できない場合は電話でご相談ください。

●引っ越しなど、登録した内容が変わったとき

- ・ 町内での変更 …… 飼い主が転居した場合や、譲渡や飼い主の死亡により所有者が変わった場合も手続きが必要です。
- ・ 転入による変更 … 町外から犬が転入する場合は、富士見町での登録手続きが必要です。転入前の市町村で交付された鑑札を窓口へお持ちください。
- ・ 転出による変更 … 転出などで犬の所在地が町外になる場合は、富士見町で交付した鑑札をお持ちのうえ、新住所地で犬の登録事項変更を行ってください。



剪定枝の受け入れ・木材チップの配布を行います

申込 問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

町では、燃えるごみの減量と資源化を目的として、庭木等を剪定した枝木を受け入れ、チップ化したものを配布します。いずれも事前に生活環境係へ申し込みをしてください。

【申込受付期間】 3月1日～10月31日

【受入・配布日時】 4月10日、5月8日、6月12日、7月10日、8月7日、9月11日、10月9日、11月13日（いずれも日曜日）
午後1時～3時（要予約）

【受入・配布場所】 乙事地区農業集落排水終末処理場横（旧タキヤクリーンセンター横）
（富士見町乙事1368-5）

剪定枝として受け入れできるもの

- ・ 町内の一般家庭から出る剪定枝で、町が指定する時間と場所へ直接持ち込むことができるもの。
- ・ **直径10cm以下、長さが概ね50cm以上2m以下**となっているもの。

【積載例】

※枝の向きを揃えて置いていただきますので、あらかじめ向きを揃えてお持ちいただくとスムーズです。



剪定枝として受け入れできないもの

- ・ 竹、木の根、土や泥でひどく汚れたものや、金属片が紛れているもの、建築廃材など
- ・ 有償無償に関わらず、他人の敷地の剪定を行ったもの（事業系一般廃棄物扱いとなります）

※処理できない枝木等は
お持ち帰りいただきます



○木材チップの配布について

- ・ 無料配布です。指定された時間に、配布場所へ取りに来てください。
 - ・ 袋詰めや積み込みは各自で行っていただきますので、入れ物やスコップ等をご持参ください。
 - ・ 配布は先着順で再申込可能ですが、初回の方優先です。
- ※予約状況やチップ量の関係上、希望月に配布ができない場合もあります。ご了承ください。